

加古川市子ども・子育て応援託児サービス事業実施要綱

令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

改正 令和8年4月1日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て応援託児サービス事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業とする。

(実施場所)

第3条 実施場所は次のとおりとする。

名 称	位 置
加古川駅南子育てプラザ	加古川市加古川町篠原町21番地の8 カピル21ビル 7階
東加古川子育てプラザ	加古川市平岡町一色797番地の295 かこてらす1階

(実施日時)

第4条 実施日は次のとおりとする。

(1) 加古川駅南子育てプラザでは、週に3日（平日）実施する。

(2) 東加古川子育てプラザでは、週に2日（平日）実施する。実施日は加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザの2か所で合わせて週5日の実施とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 実施時間は、午前9時15分から午後0時45分までとする。

3 前2号の規定にかかわらず、次に掲げる日については事業を実施しない。

ア 12月29日から翌年の1月3日までの日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

ウ 施設の保守点検等のため市長が定める日

(費用)

第5条 利用料は、児童1人につき1回の利用あたり1,000円とし、託児日当日に徴収しなければならない。

(対象児童)

第6条 対象児童は、概ね生後6か月から小学校就学前までの児童とする。

(定員)

第7条 定員は、8名とする。

(利用申込み)

第8条 事業を利用しようとする児童の保護者は、別に定める方法により市長に申し込まなければならない。

(利用制限)

第9条 市長は、本事業を利用しようとする児童又は保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業を利用させないことができる。

(1) 児童が負傷し、又は疾病にかかっているとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、事業を利用することが適当でない認められるとき

(事業の委託)

第10条 市長は、本事業の実施を委託することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。